報告第5号

瑞穂市立穂積保育所長の公印を廃止する告示について

瑞穂市立穂積保育所長の公印を廃止する告示について、別紙のとおり瑞穂市 教育委員会定例会に報告する。

令和元年6月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

瑞穂市立穂積保育所の閉園による保育所長の公印の廃止に伴い、瑞穂市教育委員会公印規程(平成15年瑞穂市教育委員会訓令第2号)第9条の規定により告示したもの。

瑞穂市教育委員会告示第15号

瑞穂市立穂積保育所長の公印を廃止する。

令和元年6月12日

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博



公印の種類	寸法 mm	印影	廃止年月日
瑞穂市立穂積保育所長印	方21	探答方式	平成31年4月1日

議案第36号

瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

瑞穂市教育委員会公印規程(平成15年瑞穂市教育委員会訓令第2号)の一部を改正する訓令について、瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和元年6月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博明

提案理由

瑞穂市立穂積保育所の閉園による保育所長の公印の廃止に伴い、瑞穂市教育 委員会公印規程の一部を改正するもの。

庁中一般

瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 月 日

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

瑞穂市教育委員会公印規程(平成15年瑞穂市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表各瑞穂市立保育所長印の項中「6」を「5」に改める。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

瑞穂市教育委員会公印規程(平成15年瑞穂市教育委員会訓令第2号)新旧対照表

改正後(案)					現行									
別表(第4条関係)					別表(第4条関係)									
公印の名称	書体	寸法	形状	個数	使用目	公印保管責任者		公印の名称	書体	寸法	形状	個数	使用目	公印保管責任者
		mm			的					mm			的	
		<u> </u>												
							ľ							
各瑞穂市立保育所長	古印	方21	正方	<u>5</u>	文書・	各保育所長		各瑞穂市立保育所長	古印	方21	正方	<u>6</u>	文書・	各保育所長
印	体		形		一般用			印	体		形		一般用	

議案第37号

瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。 令和元年6月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

穂積保育所の閉所に伴い、名称等を削除するもの。

庁中一般

瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 月 日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令

瑞穂市立保育所運営規程(平成29年瑞穂市教育委員会訓令第1号)の一部 を次のように改正する。

第2条の表穂積保育所の項を削る。

別表穂積保育所の項を削る。

附則

この訓令は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

瑞穂市立保育所運営規程(平成29年瑞穂市教育委員会訓令第1号)新旧対照表

瑞穂市立保育所運営規程	(平成29年瑞穂市	教育委員会訓令	第1号)新旧交	悦表						
改正後(案)					現行					
(施設の名称及び位置)					(施設の名称及び位置)					
第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。					第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。					
名称	名称 位置					名称 位置				
本田第1保育所	瑞穂市本田191	5番地		本田第	1保育所	瑞穂市本田191	瑞穂市本田1915番地			
本田第2保育所	瑞穂市只越387	瑞穂市只越387番地				瑞穂市只越387	瑞穂市只越387番地			
別府保育所	瑞穂市別府144		別府保	育所	瑞穂市別府144	瑞穂市別府144番地1				
			穂積保	育所	瑞穂市穂積966	瑞穂市穂積966番地1				
牛牧第1保育所	瑞穂市牛牧124	6番地1		牛牧第	1保育所	瑞穂市牛牧124	瑞穂市牛牧1246番地1			
牛牧第2保育所	瑞穂市祖父江1′	70番地		牛牧第	2保育所	瑞穂市祖父江1	瑞穂市祖父江170番地			
西保育・教育センター	瑞穂市居倉177	番地1		西保育	教育センター	瑞穂市居倉177	瑞穂市居倉177番地1			
中保育・教育センター	瑞穂市美江寺22	23番地		中保育	教育センター	瑞穂市美江寺2	瑞穂市美江寺223番地			
南保育・教育センター	瑞穂市古橋112	9番地1		南保育	教育センター	瑞穂市古橋1129番地1				
別表(第10条関係)					別表(第10条関係)					
名称	2号利用定員	号利用定員 3号利用定員			名称	2号利用定員	3号利月	用定員		
	(3歳以上児)	児) 1、2歳児 0歳児				(3歳以上児)	1、2歳児	0歳児		
	人	人	人			人	人		人	
本田第1保育所	124	24	2	本田第	1保育所	124	24		2	
本田第2保育所	124	24	2	本田第	2保育所	124	24		2	
別府保育所	180 88 12			別府保	育所	180	88		12	

牛牧第1保育所	80		_
牛牧第2保育所	174	44	2
西保育・教育センター	90		_
中保育・教育センター	72	26	2
南保育・教育センター	194	24	2

<u>穂積保育所</u>	80		
牛牧第1保育所	80		_
牛牧第2保育所	174	44	2
西保育・教育センター	90		_
中保育・教育センター	72	26	2
南保育・教育センター	194	24	2

意見聴取

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31 年法律第162号)第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和元年6月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

令和元年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の 意見を求めるもの。

議案第 号

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 月 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号)の施行に伴い、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年瑞穂市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条」の次に「第1項」を加える。

第6条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携 施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこ ととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1)子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする 施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳 児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受け ているもの

第16条第2項第4号中「乳幼児」を「利用乳幼児」に改め、「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所にお

いて実施されるものに限る。)」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を、「第6条」の次に「第1項」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

改正後 (案)

(保育所等との連携)

第6条 略

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設 の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる 要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しない こととすることができる。

(1) · (2) 略

3 略

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に 係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定 を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に 規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに 限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる 事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
 - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的と

現行

(保育所等との連携)

第6条 略

(1) · (2) 略

3 略

する施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共 団体の補助を受けているもの

(食事の提供の特例)

第16条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

 $(1)\sim(3)$ 略

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る
 - __。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(連携施設に関する特例)

- 第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第6条<u>第1項</u>第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項

(食事の提供の特例)

第16条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)~(3) 略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児 の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第6条_____第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの(附 則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)に ついては、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保を しないことができる。

附則

(食事の提供の経過措置)

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業

の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等<u>(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支

附則

(食事の提供の経過措置)

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業<u>(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)</u>の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等

____は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援 法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援 援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

意見聴取

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を 求める。

令和元年6月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博明

提案理由

令和元年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の 意見を求めるもの。

議案第 号

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 月 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (平成31年厚生労働省令第50号)の施行に伴い、市条例の改正を行うもの。 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年瑞穂市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年瑞穂市条例第23号)新旧対照表

改正後(案)	現行
以正夜 (朱/	2611
(職員)	(職員)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、
都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第	都道府県知事
1項の政令指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならな	が行う研修を修了したものでなければならな
V №	٧٠°
(1)~(10) 略	(1)~(10) 略
4・5 略	4・5 略